

第 3 5 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項第 3 号イ（ア）中「（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。）」を削り、「のうち最年長者から 3 番目以降の子ども」を「（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）」に改め、同号イ（イ）中「（3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）」を削り、「特定被監護者等のうち最年長者から 3 番目以降の子どもである者」を「負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者」に改め、同号エからカまでを削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設の副食費の無償化に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。